

2002年7月

2002～2003年度 政策・制度要求

要 求 趣 旨



労働者福祉中央協議会

(中央労福協)

要 求 趣 旨

1．財形制度の改善と共済掛金控除の拡充

- (1) 財形法第4条に基づき、勤労者財産形成政策基本方針を作成する。

財形法第4条では「勤労者の財産形成に関する施策の基本となる方針を定める」ことになっていますが、財形法成立以降、策定されないまま今日に至っています。

財形制度は単なる貯蓄制度ではなく、財産形成力の弱い勤労者の財産形成を助成するための制度です。このことを明確にした基本方針を定めることを要望します。

- (2) 財形年金および財形住宅貯蓄の非課税限度額を現行の550万円から1,000万円に引き上げる。併せて、非課税限度額を超えた金額のみ課税となる積み立てを認める。

老後生活の自助努力としても、また住宅購入の頭金として考えても、現行の非課税限度額は余りにも低いと言わざるを得ません。非課税限度額を1,000万円に引き上げることを要望します。

また、現在では非課税限度額を超えた場合、全体に課税される仕組みになっていますが、非課税限度額を超えた金額のみを課税扱いとすることを併せて要望します。

- (3) 財形契約者であった者が、失業したり、勤労者から自営業者となる場合であっても、財形契約が継続できる制度とする。また、失業中であっても財形契約を継続していれば、財形融資の利用を可能とする。

現行財形制度は、勤労者本人の財産形成に向けた自助努力を、国と事業主が支援して実現していくスキームとなっており、その制度設計は終身雇用を前提にしています。

そのため、現在の財形制度下で会社を辞めることは、財形契約を解消することを意味することになります。

しかし、子会社転籍、非自発的失業、より高収入を求めての転職などに見られるいわゆる雇用の流動化は、生涯に2度3度の転職を珍しくないものとしていくと思われ
ます。

これらの時代の変化に対応し、転職しても継続できる制度への改革を要望します。

加えて雇用ミスマッチの解消や雇用セーフティーネットの一部として財形資金を活用していくことなど、新たな意義を財形制度に付加していくことも合わせて要望
します。

- (4) 日本勤労者住宅協会が分譲する財形持ち家分譲住宅の金利（現在は固定金利のみ）
について、固定または5年固定変動金利制のいずれかを選択できる制度に変更する。

日本勤労者住宅協会が行う財形分譲住宅の金利は、勤労者が長期の返済計画が立てられるよう固定金利（当初 10 年間 3.0%、11 年目以降 3.2%、2002 年 7 月 1 日現在）を導入していますが、20～30 代を中心に 1.43%（2002 年 7 月 10 日現在）という低率の 5 年固定変動金利である住宅金融公庫の財形直接融資及び財形持ち家転貸融資等は飛躍的な伸びを示しています。

長期返済するため固定金利がいいという勤労者と今現在低金利だからいいという勤労者の両方の要望に対応するため、選択できる制度を要望します。

(5) 生命共済、年金共済、火災共済などの共済掛金控除制度を堅持し、所得税法および地方税法上の所得控除限度額を引き上げる。

本格的な超高齢社会を迎え、豊かでゆとりのある社会を展望するならば、公的な社会保障と自助・共助の適切な組み合わせにより、給付と負担の適正化をはかり、国民負担の増大を抑制することが必要です。

年金支給開始年齢が 65 歳まで段階的に引き上げられるなど、公的年金の見直しが進む中、少なからず自助努力によって公的年金を補完しなければならない範囲が広がっており、若年のうちから老後の生活設計を考慮する必要性に迫られています。

生命共済や年金共済は国民の自助努力の一環であり、共済掛金控除制度はこのような国民の自助努力を支援・奨励する税制として、今後もますます役割発揮が期待されています。

しかしながら、生命共済の所得控除限度額は、1974 年に現行水準に引き上げられて以来、27 年も据え置かれたままとなっており、年金共済も現行の控除限度額では、老後の生活設計に備える国民への自助努力の奨励としてはまだ不十分です。

また、火災共済、交通災害共済などの所得控除限度額も 1974 年以来、据え置かれたままとなっています。最近の住宅や家財の量的増加や価格の高額化および医療費等の高額化にともなって共済掛金の負担も増大しており、現行の控除限度額ではきわめて不十分であり、限度額の引き上げを要望します。

(6) 自然災害共済の共済掛金にかかる所得控除制度を創設する。

わが国では、これまでに多くの地震や台風などの自然災害によって、住宅や家財の損害や犠牲を強いられてきました。このような中において自然災害に対する対応が大きな課題となっており、被災者の生活を早期に立て直すための自助努力による備えが不可欠です。

全労済は、地震や風水害などの自然災害を保障の対象とした自然災害共済の取り扱いを 2000 年 5 月から開始しました。

災害からの復興と国民経済の安定をはかるためには、自助努力による自然災害の備えが必要であり、そのためには、税制面でのバックアップが求められています。自然災害共済の所得控除制度を新たに創設し、共済掛金の実質の負担を軽減することを要望します。

2 . 中小企業勤労者福祉の充実

- (1) 中小企業勤労者福祉サービスセンター（以降、略称として「サービスセンター」とする）の設置に向けて、地方自治体に対する指導を強化するとともに、サービスセンターに対する都道府県の役割を明らかにする。

中央労福協は、本制度が創設された昭和 63 年以降、中小企業における勤労者福祉の充実の一環から、構成事業団体や地方労福協と共同してセンター設立の取組みを推進してきました。しかしながら、遅々として進まない要因のひとつとして地方自治体においては本事業と類似の事業をしているところが多く、同時に本制度の趣旨について都道府県としての適切な指導・周知がなされていないものと思われます。都道府県の本制度の政策次元における位置付けも不透明な要素もあり、また国庫補助スキームが、サービスセンターに対して市区町村が補助した額を国が補助する形態をとっているために、都道府県が果たすべき役割も見えにくいものになっているとも考えられます。

本格的な高齢化社会を控え、中小企業勤労者の生涯にわたる長期的、計画的かつ総合的な福祉の拡充が急務となっていることに鑑み、10 数年経過した本制度の運用についていま一度点検し、必要な指導措置のひとつとして各都道府県に対する指導のあり様について検討を求めます。

- (2) サービスセンターに対する国庫補助のあり方について見直しを図るとともに、当面、国庫補助期間を延長し運営費補助を拡充する。

サービスセンターへの平成 14 年度の国庫補助が継続されましたが、今後の国庫補助の動向については中央労福協としても大きな関心をもっています。国庫補助と自立化問題は裏腹の関係にあるものの、長引く不況下での中小企業経営の現状や中小企業勤労者の福利厚生の実情、さらにはセンター運営の現状を勘案すれば国庫補助はなお継続すべきものと考えます。

その際、国庫補助の対象が民法 34 条法人となっていますが、財団での認可規模が 1 億円を越えるところもあって、地方自治体等の財政の逼迫からこの出捐金の確保が難しく、サービスセンター設立が進まない一因ともなっています。とりわけ規模の小さな地域にあっては任意の設立が多く、一方、そうした任意団体のサービスセンターでの運営は困難を極めています。したがって、国庫補助のあり方についても検討を要するものと思われます。なお、NPO 法人としてサービスセンターを法人化した場合にも国の財政的支援が可能となるよう法的整備が必要と考えます。

- (3) 人口の少ない県については、一定の要件の下に「県単位のサービスセンター」の設立を認める。

サービスセンターの設立基準として概ね人口 10 万人以上の市において設立することとなっています。しかし設立の現状を見ると、都道府県にあっては必ずしも有効な基準として機能していません。したがって、人口の少ない県にあっては県単位のサー

ビスセンターを認めるような施策の展開が求められています。またその視点の延長として、広域化等の設立によって隣接市町村の設立が進まないケースがあることや、事業のスケールメリットを享受しやすくするための措置として、都道府県下のサービスセンター機能を束ね指導していく県単位のセンター構想も一考に値すると思われま

- (4) 中小企業退職金共済制度への加入促進策を積極的に進めるとともに、加入企業に掛け金の引き上げを求めるなど退職金水準の向上をはかる。また、資産運用における責任体制の明確化や情報公開の促進、外部評価システムの導入など資産運用管理体制の充実強化をはかる。

中小企業退職金共済制度は、単独では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立し、中小企業勤労者の退職後の生活の安定を確保する重要な制度です。

特に、中小企業の倒産等も増加している中で、社外積立として保全され確実に支払われる中退金は、中小企業で働く勤労者の退職後の生活資金として、その役割はますます大きくなっています。

しかしながら、景気低迷、低金利等のあおりを受けて実際の運用利回りが予定運用利回りを下回ることにより、責任準備金の積立不足が拡大し、平成 12 年度末現在で 2,000 億円を超える累積欠損が存在する等厳しい財政事情にあることから、今年の法改正を経て予定運用利回りは 3 % から 1 % への引き下げが行われました。

加入労働者にとっては退職金の給付水準の引き下げにつながり、大きな痛みを伴うものであるだけに、衆参の附帯決議に示された通り、退職金水準の向上のための措置や資産運用における責任体制の明確化等の改善措置をとられますよう要望いたします。

3 . 介護サービスの充実、子育ての社会的支援の促進

- (1) 「ゴールドプラン 21」(2000～04 年度)を前倒し実施し、介護予防、在宅サービス、グループホームの抜本的拡充を軸に介護基盤の整備拡充をはかる。

介護保険制度がスタートして2年が経過しましたが、支給限度額に対するサービスの平均利用率は、要支援、要介護とあわせて38.7%にとどまっています(2002年1月審査分介護給付費実態調査)。

これには様々な理由がありますが、要因のひとつとして、基盤整備が十分でないためにサービスが利用しにくいことがあげられます。連合・地方労福協の協力を得て連合総研が実施した「ケアマネジャー職に関する調査結果」(2001年11月)においても、「事業者不足で内容により供給不可能」(41.8%)、「事業者不足で複数事業者提示が不可能」(16.9%)という結果が出ています。

現在「ゴールドプラン 21」(2000年～2004年)が進行中であり、関係各方面のご努力によって少しずつ整備はされてきておりますが、まだまだ「必要なサービスを必要な時に受けることができる」という介護保険の理念の実現にはほど遠い現状です。

本年12月頃には、厚生労働省は第2期介護保険事業計画策定作業にあわせて介護サービス量等の見込み値を集計し、その結果に基づいて「ゴールドプラン 21」の見直し作業に入る予定と側聞しておりますが、一刻も早い介護サービスの基盤整備の拡充が求められています。

来年度の予算編成にあたっては、従来型の公共事業よりも雇用創出効果も高く切迫したニーズのある介護基盤の整備へ大胆に予算をシフトし、「ゴールドプラン 21」を前倒し実施し、介護予防、在宅サービス、グループホームなどを抜本的に拡充するよう要望します。

- (2) 公的介護保険サービスの担い手である生協・NPO・ボランティア団体等の市民・住民互助団体に対する支援・育成を強化する。

第2期介護保険事業計画の策定および介護運営協議会等の運営にあたっては、公募等による住民参加を徹底するとともに、市民・住民互助団体の参画を推進する。

現在、第2期介護保険事業計画(2003～2007年度)の策定に向けて自治体の作業も本格化しています。本計画の策定は、今後5年間の地域における介護サービスの量と保険料水準を決めるものであり、徹底した住民参加のもとで行われる必要があります。

計画策定に向けた国の基本指針の中で、「公募その他適切な方法による被保険者を代表する地域住民の参加に配慮することが必要」との指針が示されているところですが、地方によっては必ずしもこの趣旨がいかされていない事例もみられます。公募等による住民参加をさらに徹底されますよう要望します。

また、高まる介護のニーズに対応しサービスを提供していくためには、介護保険の上乗せ・横だしサービスへも柔軟に対処できる生協をはじめとする市民・住民互助団体の参入を促進していく必要があります。こうした観点から、介護サービスの担い手

である市民互助団体が介護保険・地域ケア計画の策定や介護保険運営協議会への参画を進められるよう自治体への対応を要望します。

介護サービス事業者の介護人材確保等への援助措置の拡充などの積極的な支援を講じる。

介護分野における雇用機会の創出および労働力確保のため創設された介護雇用創出助成金について、とくに既雇用者や事業規模拡大に対する介護人材確保助成金の拡充を求めるものです。

また、介護サービス事業の実施にともなって、新たに生じるシステム関連経費の補助制度の確立を要望します。

低所得者に対する利用者負担の減免措置事業者について、社会福祉法人以外への適用の拡大をはかる。

2000年4月からの介護保険の施行にともない、現在国の施策において、生活困難者に対する利用者負担の減免措置の実施を選択することが認められているのは、原則として社会福祉法人に限定されていますが、事業者間の公正・平等な競争を確保する観点から、社会福祉法人以外の事業者にも適用されることを要望します。

生協・NPO法人が行う介護サービス事業については、社会福祉法人と同様、非課税とする。

生協・NPOは介護を地域で支え発展させるために大きな役割を担っています。

しかし、生協・NPO法人が介護保険の指定事業を行う場合、収益事業課税の対象となっており、同じ介護サービスを進めている社会福祉法人が非課税であっては公平性に欠けることとなります。従って、介護保険の指定事業を行う生協・NPO法人においては社会福祉法人と同様に非課税とするよう要望します。

(3) 2003年度の介護報酬の見直しにあたっては、利用しやすい合理的な報酬体系を基本に、サービスの質や介護従事者の雇用・労働条件の向上に資する介護報酬の適正化をはかる。

来年度の介護報酬改定に向けた議論が、社会保障審議会介護給付費分科会において本格化しており、7月には見直し案の骨格が示されました。

厚生労働省の「介護事業経営概況調査結果」(2002年4月)によると、訪問介護と居宅介護支援はそれぞれ3.7%、16.1%の赤字であり、とくに訪問介護の「家事援助」の割合が50%を超える事業者は10.9%の赤字となっています。事業者にとっては家事援助のニーズに対応しすぎると経営が不安定になるというジレンマを抱えています。

一方、介護従事者の側から見ても、仕事の内容に対して介護報酬が低いという現場のヘルパーの声が聞こえてきます。連合・地方労福協の協力を得て実施した連合総研のヘルパー調査(2001年11月)では、家事援助の報酬が低いという回答は77.8%に達しています。また、ケアマネジャー調査では、ケアマネジメント業務の報酬が低い

という回答は8割を超えています。

介護報酬は介護労働従事者の労働条件と深く関連することから、介護報酬改定においては、訪問介護と居宅介護支援の報酬水準の適正化が特に求められます。

訪問介護については、「家事援助」の名称を「生活支援」に変更するとともに、現在の3類型から身体介護と生活支援の2類型として、報酬単価を大幅に引き上げる。

現在の訪問介護の介護報酬は、「身体介護」、「家事援助」、「複合型」の3類型に区分されていますが、「家事援助」は専門性が低いからという理由で極端に低い報酬単価が設定されています。

しかし、ホームヘルパーの行う家事援助は、身体介護と同様に利用者にとって様々な効果をもたらし、利用者の自立生活を支える基盤となるものです。

したがって、介護報酬の見直しにあたっては、「家事援助」の名称を「生活支援」に変更するとともに、現在の3類型から身体介護と生活支援の2類型として、報酬単価を大幅に引き上げるよう要望します。

利用者の立場に立ったケアプラン作成を可能にするるとともに中立性を高めるため、ケアマネジャーの指定基準の適正化、報酬単価の引き上げをはかる。

ケアマネジャーは介護保険の中核的な存在であり、利用者の立場に立って中立でなければなりません。しかし、ケアマネジャーの多くは施設等の団体に在籍しており利用者をその施設等に誘導しているように見られます。その理由は、ケアマネジャーの基準50人が物理的に過重であり且つ、報酬単価が低いため独立事業者として成り立たないからであります。従って、ケアマネジャーの中立性を高めるためには指定基準を適正化するとともに報酬単価を引き上げるよう要望します。

(4) 勤労者の仕事と育児・介護の両立を支援するため、引き続きファミリーサポートセンターの設置促進と予算の拡充をはかる。

少子化の進行に伴い、子育てに関する社会的支援の強化が求められています。

とりわけ、勤労者の仕事と育児・介護の両立を支援するため、援助を受けたい人で行いたい人が会員となって相互に助け合うシステムであるファミリーサポートセンターに対するニーズが高まっています。

平成14年度予算においても大幅に拡充(182ヶ所 286ヶ所)されたところですが、来年度においても引き続き設置箇所の拡大やきめ細かなサポートを行うための予算の拡充を要望します。

4 . 食品の安全性確保

- (1) 「BSE 問題に関する調査検討委員会」の報告書の考え方に沿って、食品の安全に係わる包括的法律（以下、食品安全基本法（仮称）という）の制定や新しい食品安全委員会（仮称）の設置を行う。あわせて、食品衛生法等の食品安全に関わる関係法律について、それらと一体のものとして抜本的に改正する。
- (2) 食品安全基本法（仮称）制定や食品安全委員会（仮称）設置に当たっては、その法目的に「国民の健康」や「食品の安全性」の確保、「消費者の参加」を最優先に位置づけるとともに、そのための行政の責務を明示する。食品衛生法などの関係法においても同様の改正を行う。
- (3) 新しく設置される行政組織は、生産振興に携わる行政組織から独立・分離させるとともに、関係行政機関に対する勧告権や調査権を持たせるようにする。
- (4) 食品安全基本法（仮称）や既存行政組織が所轄することとなる食品安全に関わる各法において、リスク分析手法の採用を法に明示し、特に消費者の参画、リスクコミュニケーションを確立する。
- (5) 食品の表示制度について消費者の権利の観点から、総合的・一元的に見直す。あわせて、JAS 法等では点検・罰則を強化するなど表示の正しさが担保される実効ある制度とする。
- (6) 牛や畜産だけでなく、他の農水産物についても「農場から食卓まで」の視点で、トレーサビリティの考え方に基づくシステムを整備する。
- (7) 食品安全基本法（仮称）や食品安全委員会（仮称）設置等の検討は、消費者の参加を保障し透明な議論のなかで行う。

1,400 万署名で食品衛生法改正の請願が採択

消費者・国民の共通した願いである食の安全の確保のために、消費者の権利を踏まえた食品衛生法改正の請願署名にこの間取り組み、約 1400 万筆にのぼる署名が寄せられ、500 名余の国会議員の賛同を得て、2001 年 12 月に国会において請願採択にいたしました。

その後、雪印食品の偽装表示問題や BSE(狂牛病)問題など極めて深刻な問題が噴出し、4 月 2 日には「BSE 問題に関する調査検討委員会報告」が出され、この間の行政の対応が厳しく批判されました。そして、政府、与野党を通じて食品の安全に関わる包括的な法律や新しい食品安全行政組織の設置に向けた検討が進められてきました。

食品安全基本法（仮称）制定・関係法改正と食品安全委員会（仮称）設置に向けて

消費者との共同作業で具体化を！

政府は、6 月 11 日に「食品の安全行政に関する関係閣僚会議」において、「今後の食品行政のあり方について」の基本方針を決定し、食品安全行政の改革を行うことを正式に明らかにしました。この中では、食品安全行政にかかわる新行政組織として「食

品安全委員会（仮称）」の設置、 食品安全行政に関する新しい包括的法律として「食品安全基本法（仮称）」の制定、 食品衛生法等関連法の見直し、を柱とする方針が示されています。これまでに私たちが要望してきた多くの内容が含まれており、ぜひ実現をはかっていただきたいと思います。

しかしながら、食品安全委員会（仮称）におけるリスク分析に関する基本指針を策定する機能や、指針策定やリスク評価を行う委員会の構成や運営において消費者等の参加をどう確保していくかなど、いくつかの基本的な部分で不明確なものもあり、今後の検討のなかで明確にしていくことが必要であると考えます。

これから来年の通常国会に向けて、食品安全委員会（仮称）の機能や関連行政機関のあり方、食品安全基本法（仮称）や関連法改正などの詳細について検討が進められることとなりますが、検討にあたっては消費者の意見を聴く場を設け、対話を積極的に進めながら具体化していくことを要望します。

<用語解説>

リスク分析

消費者の健康の保護を目的として、可能な範囲で食品事故を未然に防ぎリスクを最小限にするためのシステム。リスク分析は、「リスク評価」「リスク管理」「リスクコミュニケーション」の3つの要素から構成されます。コーデックス委員会（食品にかかわるさまざまな国際規格について協議・決定する国際機関）は、このリスク分析手法の採用が各国で必要であると提言しています。

リスク評価

食品中に含まれる危害（例えば微生物、化学物質、放射能）を摂取することによって、どの位の確率でどの程度の健康への影響が起きるかを科学的に評価する過程。

リスク管理

リスク評価の結果をもとに、消費者をはじめすべての関係者と協議しながらリスク低減のための複数の政策・措置の選択肢を評価し、適切な政策・措置を決定、実施する過程。

リスクコミュニケーション

リスク評価、リスク管理の過程において、すべての関係者の間で、リスクに関する情報、意見などを相互に交換する過程。国際的に議論されているリスクコミュニケーションは、リスク評価およびリスク管理の結果の合意形成だけでなく、消費者といえどもリスク分析全体に参画することであると考えられてきています。

トレーサビリティ（追跡可能性）

出所をさかのぼってたどることができる、という意味。家畜の飼育あるいは植物の栽培から流通、加工を経て消費者の口に入るまでのルートをとどることができるように、記録などを保持するシステムをつくること。

5 . 自然災害に対する被災者の住宅再建支援促進

『被災者生活再建支援法』附則第二条により、旧国土庁に設置された「被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会」の報告（平成 12 年 12 月）にもとづき、自然災害被災者の住宅再建を促進するための施策を早期に行う。

1998 年 5 月に『被災者生活再建支援法』が成立し、同法附則第二条にもとづいて旧国土庁に「被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会」が設置され、自然災害によって住宅が全半壊した場合の再建・確保に対する支援のあり方について、総合的な見地から検討がなされて、2000 年 12 月 4 日に報告書がまとめられました。

この報告書は、大規模災害時における住宅再建支援の公共性や公的支援の妥当性を認めたこと、共助の精神に基づく住宅再建支援制度を検討する必要性を認めたこと、などの点において評価できる内容となっています。

地方においては、2000 年の鳥取県西部地震の被災者に対して鳥取県が住宅再建補助金（1 戸 300 万円を上限）に支給するなどの事例がみられますが、国レベルでの早急な対応が望まれます。

今後起こりうる災害に備え、この検討委員会の報告書にもとづき、自然災害被災者の住宅再建を促進するための施策と被災地域の速やかな復興をはかることを目的とした制度を早期に設定することを要望します。

（注）被災者生活再建支援法附則第二条

「自然災害により住宅が全半壊した世帯に対する住宅再建支援の在り方については、総合的な見地から検討を行うものとし、そのために必要な措置が講ぜられるものとする。」

6 . 勤労者のための住まいとまちづくり

- (1) 日本勤労者住宅協会を「民間法人化された特殊法人」として継続し、勤労者のバリアフリーや環境に配慮した良質で低廉な住宅の供給事業を促進するための施策を拡充する。

昨年 12 月 19 日に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」により、日本勤労者住宅協会の「民間法人化された特殊法人」への組織移行は、平成 14 年度内に法整備のうえ、平成 15 年度から 17 年の間に実施されることとなりますが、組織移行があっても勤労者の住生活の安定向上に尽く役割を引き続き担うことには変わりはありません。今後も協会が住宅生協と共に、良質な住宅・宅地を適正な価格と適切な供給量をもって実施していくためにも上記措置は必要であります。

- (2) 日本勤労者住宅協会の委託事業として、住宅生活協同組合等が各地域で行う住宅団地開発に係わる公共・公益施設費の負担の軽減または廃止について指導をはかる。

団地開発にあたっては、各地方自治体の開発指導要綱により開発者負担として公園用地、道路用地、調整池用地、浄化槽施設用地、集会場施設用地、ゴミ集積場施設用地、緑地の整備を求められているところですが、その用地費を含む整備工事費等の負担は、エンド・ユーザーである購入者の負担増にもつな갑니다。公益性の観点からも軽減策について各地方自治体への指導をはかっていただくことを要望するものです。

7. 協同組合・NPOの税制および制度改善

- (1) 協同組合の非営利組織としての社会的役割・公共的な役割と経営基盤の確立の重要性に鑑み、協同組合税制を堅持する。
- (2) 法人課税の見直しにおいて、普通法人の法人税の基本税率引き下げを行う場合は、軽減税率の適用を受けている協同組合の基本税率も同率の引き下げを行う。また、事実上の大規模消費生活協同組合に対する課税強化措置（租税特別措置法68の3）を廃止する。

1999年度に法人税の基本税率が引き下げられ、それに伴い協同組合等の税率も引き下げられましたが、普通法人の下げ幅（34.5% 30%へ4.5%の減）に比べ、協同組合等の場合は減少幅が小さくなっています（25% 22%へ3%の減）。税率引き下げにあたっては、普通法人と同率の引き下げを行うよう重ねて要望します。

また、大規模生協（総収入金額のうち物品供給事業の占める割合が100分の50以上、年度終了時の組合員数が50万人以上、物品供給事業のうち店舗において行われるものに係る収入金額が1000億円以上）に対しては、租税特別措置法第68条の3による特例措置として、法人税率及び法人事業税が上乘せされています（法人税：4%の上乗せ、法人事業税：特別法人のうち年400万円超の所得のある法人の1.3%の上乗せ）。こうした差別的な上乘せの廃止を要望します。

なお、この間の動向をみますと、非営利組織である協同組合を一般の企業と同列視する傾向がみられることから、第1項目の要望を掲げた次第です。

- (3) NPO活動を社会的に支援するため、公益的な活動を行うNPO法人が寄付金控除の対象外とならないよう「認定NPO法人」の認定要件を緩和するなど、NPO税制の改善をはかる。

2001年10月1日より新しいNPO支援税制が施行され、一定の要件を満たして国税庁長官の認定を受けた「認定NPO法人」に寄付を行った個人・企業に所得控除・損金算入等が認められることになりました。実現に向けて努力してこられた関係各位に敬意を表する次第です。

しかしながら、認定要件がNPO法人の活動実態からみて極めて制約が多く煩雑なものになっており、施行後9ヶ月を経た6月末に至っても、全国に約7500のNPO法人がある中で申請は14件しかなく、認定を受けた法人はわずか6法人にすぎません。せっかく導入された新制度も、これでは「絵に描いた餅」です。

< 6月末までの申請状況 >

| | |
|--------|-----|
| 申請 | 14件 |
| 認定 | 6件 |
| 申請取り下げ | 5件 |
| 不認定 | 1件 |
| 審査中 | 2件 |

この NPO 支援税制は、未だ十分に育っていない日本の民間非営利活動を、その基礎から育て促進するためのものであるはずで、実態に即してより多くの NPO 法人が利用しやすく成長できるよう認定要件を緩和することが必要です。

本年6月25日に閣議決定をされた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」のアクションプログラムの中でも「NPO活動促進のための、現行NPO税制の認定要件の見直しを検討する」ことが盛り込まれており、速やかな改善を要望します。

また、今回の認定NPO法人制度では、収益事業所得に対する「みなし寄附金」制度の導入が見送られました。非営利組織が自ら収益事業を行ってその所得の一部を非営利活動に用いることは、自立した社会的活動を継続的に行う上で極めて重要です。一昨年、昨年と与党税制大綱では「早期に検討する」と明記されていますが、来年度税制改正で是非実現するよう要望します。

(4) 「消費生活協同組合資金の貸付けに関する法律」に基づく貸付金および日本政策投資銀行の生協融資制度について、借入れ条件の改善を行う。

生協における設備投資等の資金調達は、組合員出資金、金融機関からの借入金、内部留保によっており、一般企業に比べて脆弱なものです。そして、近年の金融ビッグバンの進展により資金調達の困難性は以前にも増して厳しいものとなっており、日本政策投資銀行の融資は必要不可欠な資金調達的手段となっています。

しかし、日本政策投資銀行の融資を受けることが出来る生協としては、地域生協または付近住民の加入する職域生協、主として供給事業を行う組合、組合員が概ね2万人以上、事業高が概ね30億円以上、とされています。

大規模小売店舗立地法が2000年6月から施行され、生協もその適用対象となり、生協における店舗の新設・増改築、廃棄物処理施設、駐車場の確保等本店立地法の基準を満たすための費用も従来に比して増大しています。

こうしたなかで、今後の生協の事業の安定的発展および社会的貢献のためには、日本政策投資銀行の融資は欠かせないものであり、その重要性も増しているとともに、生協に対する信用の増大という効果もあります。

しかし、金利水準や融資限度などの融資条件では他の公的融資制度などと比較して利用しにくい面があり、より活用しやすい制度として改善することを要望します。

8. 規制緩和

- (1) 生協は地域コミュニティへの貢献や福祉事業への参画等様々な分野での役割の発揮が期待されていることに鑑み、生協の目的にも合致する活動や事業に関しては員外利用の緩和をはかる。

地域コミュニティ形式における生協の役割がますます求められている中で、生協における文化施設等の地域への開放および労働組合、非営利団体への団体共済制度の提供などについて、員外利用の緩和を求めるものです。

また、現在、福祉事業の分野で員外利用が認められているのは、老人保健法、老人福祉法および介護保険法のいずれかにもとづく事業で、員外利用を認めることにより、事業実施のための指定、委託の許可等が得られる場合に限られています。介護保険の運営基準においては、介護給付等対象サービス以外のサービスも含め居宅サービス計画に位置づけられていることを踏まえ、介護保険給付対象外の上乗せ、横だしのサービスの提供についても認められるよう、員外利用の拡大を要望します。

- (2) 都道府県境付近に住所を有する消費者が、他県にある生協店舗や施設を利用する場合など、都道府県を越えて生協を利用する必要性のある者が存在する場合、組合員にできるようにする。

都道府県境付近に生協の店舗や施設が存在する場合、近隣に住んでいるにもかかわらず、県を越えているためにそれらの店舗・施設を利用できず、県内の遠方にある店舗・施設しか利用できないという事例が各地で生じています。こうしたことは消費者に不便を強いるもので、消費者利益を損なうものだといえます。消費者利益の実現のためにも、県域を越えて生協の店舗や施設を利用する必要性のある人には生協への加入が認められるよう、柔軟な運用をお願いする次第です。

- (3) 一般酒類小売業免許に関しては、需給調整上の要件を規制緩和推進計画の予定通り2003年に廃止する。また、生協の酒販免許申請に義務づけられている「員外利用許可書」は、一般の酒類小売業者との公平性を確保するために不要とする。

酒類小売免許の取り扱いについては、この間の規制緩和措置の推進によって、2001年1月から距離基準が廃止され、2003年9月には人口基準が廃止されることになっていますが、本計画が予定通り遂行されることを要望します。

また、生協の場合には、生協法第12条の規定とも関わり、免許申請書類として「員外利用許可書」の提出が義務づけられています。これは一般の申請者にはない規定であり、著しく公平性を欠くものと言わざるを得ません。一般の申請者と同様の書類のみでよいようにして、申請に係る公平性を確保していただくよう要望します。

(4) 法定再販の著作物について原則的に全てを外すよう、独占禁止法の改正を早急に行う。

再販行為は、メーカーが卸売業者や小売業者に対して再販売価格を示してこれを守らせる行為であり、独禁法で禁止されている不公平な取引方法に該当するものとして、原則として禁止されているものです。著作物については文化性の確保や購入機会の確保、低俗化の防止などの理由で、独禁法の適用除外として再販行為が認められていますが、私たちは現在の再販制度のもとでは、価格設定の硬直化を招くとともに、消費者の期待やニーズに応える状況となっていないことなどから著作物についても、独禁法を改正して法定再販から原則的に廃止するよう要望するものです。

以上